

三位一体の改革に関する緊急決議

(平成 16 年 11 月 15 日、全国都道府県議会議長会)

本会など地方六団体は、閣議決定に基づく政府からの要請を受け、「小異を捨てて大同につく」という観点から「国庫補助負担金等に関する改革案」を取りまとめ、政府に提出したところである。

しかしながら、その後の議論では、関係府省から現行の国庫補助負担金を維持すべきとする見解や、国庫補助負担率の引下げ、統合・交付金化等の代替案が示されている。これは、地方の自由度を高め、住民に身近なところで政策を決定し、地域の実情と住民の意向をふまえたきめ細かい行政サービスを提供するための地方分権改革に真向から異を唱えるものであり、到底受け入れることはできない。

また、7.8 兆円の地方交付税を削減するという財務大臣の提案は、単なる国の歳出削減の地方への付け回しに過ぎず、平成 16 年度の地方の予算編成における混乱への反省もなく、国と地方の信頼関係を崩壊させるものであり、断じて容認できない。

ここに改めて、地方分権改革の本旨に沿って改革を進めるよう、下記事項について強く求めるものである。

記

一、国庫補助負担金改革と税源移譲の一体的実施

地方六団体の改革案を真摯に受け止め、国庫補助負担金の廃止と概ね 3 兆円規模の税源移譲を一体的かつ同時に実施すること。

また、財源が建設国債である公共事業についても、国債の償還が国税で賄われる以上、移譲対象補助負担金について確実に税源移譲すること。

二、地方交付税による確実な財源措置

税源移譲が行われても、移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体に対しては、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

また、地方交付税は、地方固有の財源であり、平成 16 年度のような国の歳出削減を目的とする不合理な削減は、断じて許されないものであることから、地方交付税制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に尊重すること。

さらに、地方財政計画において、行政サービスの水準等について国と地

方で十分協議し、歳入歳出の見込み額を適切に積算するとともに、対象税目の見直しや交付税率の引き上げ等により所要の交付税総額を確保すること。

三. 地方への負担転嫁の排除

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止や、生活保護費、児童扶養手当、国民健康保険等の給付に係る国庫負担率の切り下げ・新たな地方負担の導入などは、単なる地方への負担転嫁であり、断じて行うべきでないこと。

また、補助金の統合・交付金化は、地方に対する権限と財源を国に残すものであり、改革に値せず、認められないこと。

四. 国による関与・規制の見直し

地方の自由度を高め自主性を大幅に拡大するため、国による地方自治への関与・規制の撤廃に取り組むこと。

以上、決議する。